

業務災害総合保険(ハイパー任意労災)

企業経営者の皆様へ

東日本大震災以後、 「労災保険制度」の給付が 受けやすくなっています。

労働者の方が「仕事中」や「通勤中」に地震や津波により 建物が崩壊したこと等が原因となって ケガや死亡された場合にはご本人やご家族の方は、 「労災保険」による給付[®]を受けられます。

(※)治療や投薬、遺族年金・一時金などです。

例えば、このような給付を受け取ることができます。

- ② 仕事中に地震や津波に遭遇して、ケガ(死亡)をしたのですが、 労災保険の給付を受けられますか?
 - A 仕事中に地震や津波にあい、ケガをされた(死亡された)場合には、通常、業務災害として労災保険給付を受けることができます。また、通勤途上で被災された場合も同様に労災保険給付の対象となります。
- ・地震や津波に遭遇してケガをした場合、 どのような保険給付を受けることができるのですか?
 - A ケガに対する治療や投薬に係る療養(補償)給付、ケガのために仕事が出来ない期間に支払われる休業(補償)給付、後遺障害に対して支給される障害(補償)給付(年金又は一時金)などがあります。

(厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署「東日本大震災による労災保険制度に関する重要なお知らせ」一部抜粋)

従業員さまの万一の備えとして…「地震の補償」をセットできることをご存知ですか?

業務災害総合保険の地震・噴火・津波危険補償特約

(ハイパー任意労災)

ハイパー任意労災は業務中の**地震・噴火・これらによる津波**による 従業員のケガや死亡も補償できます。

〈地震・噴火・津波危険補償特約〉をセットすれば、地震・噴火・これらによる津波によるケガなどについても補償の範囲を拡大して保険金をお支払いします。



さらに、使用者賠償責任補償特約をセットすると従業員のケガや 死亡などによる法律上の賠償責任を1災害最高5億円*まで補償 します。

※事業内容によっては引受限度額が1災害最高3億円になります。

地震による津波が原因で企業が 損害賠償請求を受けた例 東日本大震災の津波によりコンビニエンスストアでアルバイト中に死亡した女性の遺族が、店の運営会社に安全配慮を怠ったとして約6,900万円の損害賠償を求めた。 その訴訟は、会社が一定額を支払うことで仙台地裁で和解が成立した。



フルタイム補償特約

さらに、いつ起こるかわからない地震に対して 業務時間外も従業員さまのケガを補償できます。

業務に従事中または通退勤途上のケガだけでなく、24時間のケガを補償します。

補償の対象となる方は、事業主、常勤(※)の法人役員、社員および常勤(※)のパート・アルバイトの方です。

(※)常勤とは、ケガを被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上の場合をいいます。

例えば、 このような時も 補償します。



出張先でのプライベートな時間



自宅で就寝中



日本国内を家族で旅行中

従業員の皆さまを大切にする社長さまに、

地震・噴火・津波危険補償特約とフルタイム補償特約をおすすめします!

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧いただくか、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

お問い合わせ・お申し込みは

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20 03-6848-8500 午前9時〜午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.aig.co.jp/sonpo